

市町村の新たな健康増進事業について

(健康増進法第17条に位置付けられる健康増進事業及び
第19条の2の厚生労働省令で定める健康増進事業)

1 経緯

今般の医療制度改革において、「老人保健法」の改正により、これまで市町村が担ってきた老人保健事業のうち、医療保険者に義務付けられない事業については、市町村が健康増進法等に基づき実施することとされた。

(注1) 医療保険者には、糖尿病等に着目した健診・保健指導が義務付けられる。

(注2) 健康増進法等の「等」は介護保険法を指し、具体的には地域支援事業における介護予防事業が含まれる。

2 具体的な事業

健康増進法に位置付けられる市町村における新たな健康増進事業は、以下の事業とする。

- (1) がん検診
- (2) 歯周疾患検診
- (3) 骨粗鬆症検診
- (4) 肝炎ウイルス検診
- (5) 高齢者の医療の確保に関する法律第20条の加入者に含まれない40歳以上の住民（※）に対する同法第18条第1項の特定健康診査と同様の健康診査

※ 生活保護受給者のうち社会保険未加入者を想定

- (6) 40歳以上65歳未満の住民に対する健康手帳の交付、健康教育、健康相談、機能訓練及び訪問指導

(注1) (1)～(5)は健康増進法第19条の2の厚生労働省令で定める健康増進事業。(6)は健康増進法第17条に位置付けられる健康増進事業。

(注2) 40歳未満の住民への健康相談など(6)に含まれない健康相談等は、引き続き健康増進法第17条に位置付けられる（本資料は、老人保健事業に含まれていたものについて整理したもの）。